

り災証明書の発行について

笠間市では、り災証明書の受付を4月20日まで災害相談窓口（笠間市役所本所ロビー）で行っています。4月21日以降は、市民活動課の窓口で継続して受付を行う予定ですが、住宅に大きな損壊を受けた方は、現地調査を行いますのでなるべく早いうちに申請をお願いします。

一部損壊のり災証明書の発行については、添付写真を確認し、10日程度で証明書を発行する予定です。り災状況が写真で確認できない場合や一部損壊か半壊等の状況確認が必要な場合は、現地確認を行いますので期間を要します。

◆り災証明の申請受付

受付時間 8時30分～17時
受付場所 笠間市役所本所 災害相談窓口（1階ロビー）
※4月21日からは市民活動課窓口
提出書類 証明願（捺印）、被害状況の写真
※写真は4枚以上 できる限り被害状況がわかる写真を多く

証明書様式は、本所（り災受付窓口）・支所（市民窓口課）で配布、ホームページ（災害情報：り災証明について）からもダウンロードできます。

◆り災証明書とは

「り災証明書」は、市が建物（住宅）の被害状況調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって、証明書の発行が必要な場合は、市民の皆さんからの申請に基づき発行します。

◆主なり災証明書の使い道

- 公的な支援：被災者生活再建支援法の適用、税金・利用料等の減免 等
- 民間の支援：災害保険への申告、銀行融資の条件、会社への見舞金請求、学校の入学金等の減免 等

◆建物の被害区分（内閣府の指針による区分）

被害区分は、被害の程度50%以上は「全壊」、40%～50%は「大規模半壊」、20%～40%は「半壊」、20%以下は「一部損壊」となります。り災証明書は「住宅」と「非住宅（店舗・事務所・倉庫・家財等）」に分けて証明書を発行しますので、基本的には住宅は1棟ごと、非住宅では、事務所・店舗・倉庫・家財などそれぞれに申請をお願いします。

なお、非住宅については、被害区分の判定は行わず、り災したことのみ証明となります。

参考事例

半壊（建物の損壊20%）の損壊程度とは屋根がほとんど損壊・落下、壁（外壁・内壁）が半分以上崩壊し、柱には亀裂や損傷がある状態となります。

※屋根（瓦）が破損・落下した場合は、損壊10%以下となります。

※民間の保険会社と被害判定が異なる場合があります。

被災写真の例

全 壊



半 壊



一部損壊



問合せ先 市民活動課 77-1101 内線134